平成２２年（フ）第５７号
福岡県八女郡広川町大字川上430番地１
債務者　長野　直樹
１　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第６０号
福岡県八女市川犬249番地１
債務者　橋爪　美佳
１　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第６１号
福岡県八女市新庄156番地７
債務者　佐竹　龍博
１　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第８８号
福岡県田川市大字糒2121番地１
債務者　砂田　初美（旧姓大塚）
１　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第４２０号
大分県別府市大字鉄輪114番地の４　小富士アパート１階１号
債務者　上甲　善日
１　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４３号
宮崎県日南市南郷町中村乙7051番地７　栄松Ａ団地23号室
債務者　熊村　喜広
１　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
宮崎県都城市大岩田町6931番地１
債務者　川畑　美紀（旧姓河野）
１　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１６７号
宮崎県小林市真方1059番地15
債務者　増田　安寿
１　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第４１９号
鹿児島県鹿児島市和田２丁目18番８号
債務者　藤崎　洋子
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４５０号
鹿児島県鹿児島市和田町1134番地
債務者　大原　智如
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５６６号
鹿児島県鹿児島市伊敷台４丁目29番10―23号
債務者　古里　　愛
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５６８号
鹿児島県鹿児島市西田３丁目10番12号
債務者　室屋　達朗
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
鹿児島県鹿屋市天神町3199番地
債務者　長﨑　篤志
１　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第３５１号
沖縄県浦添市当山２丁目16番21―203号　弘アパートＢ３
債務者　西里　直揮
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３６７号
沖縄県那覇市銘苅１丁目19番29号　アカネビル502
債務者　仲宗根　聖
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３７３号
沖縄県糸満市字潮平607番地の２　しあわせ荘206号
債務者　知念　秀美
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１０８号
茨城県神栖市土合本町３丁目9809番地９　鹿島総合住宅Ａ２棟404号
債務者　畑中　俊枝
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１１０号
茨城県神栖市大野原４丁目３番47号
債務者　古賀美南雄
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部